

諮問日：令和4年9月15日（令和4年度（検審情）諮問第2号）

答申日：令和5年6月26日（令和5年度（検審情）答申第1号）

件名：福島検察審査会における特定期間内の審査会に関する文書の一部不開示判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載1ないし3の文書の開示申出に対し、福島検察審査会（以下「諮問庁」という。）は、不開示情報があるとして一部不開示と判断した（以下「原判断」という。）が、原判断において、出頭月日、請求月日、受理月日及び支給決定月日を不開示とした判断は妥当でないから開示すべきであり、支給額及び日当額の情報を不開示とした判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和4年8月2日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

日当及び日付が開示されないことに対し、苦情の申出をする。本件開示通知書には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号のどの事由に該当するかが明示されておらず、検察審査員の日当、出頭日及び請求日を開示すると、検察審査会のどのような事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか不明である。そのおそれの程度は、抽象的な可能性では足りず、具体的な蓋然性が必要である。また、本件開示申出書では、令和3年9月から12月までの間と期間を限定して開示申出しているのであるから月までは開示できるはずである。

#### 第4 諮問庁の説明の要旨

- 1 確定払請求書写しには、個人識別情報（検察審査員の氏名、住所等）のほか、公にすると検察審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されているとして、会議の月日を推知しうる情報である受理月日、出頭月日、請求月日及び支給決定月日のほか、日当額及び日当と旅費の合計である支給額を不開示とした。すなわち、検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障しているところ、これらの情報が公になれば、審査事件の受理日や議決日に関する情報を照合するなどして、令和3年9月から12月までの間に審査を行った審査事件の審査期間や審査に要した時間（日当額は、会議に関与した時間に応じて定まる。以下「審査期間等」という。）を推測され、その長短をめぐって無用の批判や詮索を招くおそれがあり、検察審査員に大きな精神的負担を与えかねず、ひいては、審査期間等の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれがある。
- 2 したがって、これらの情報は法5条6号柱書において「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定める不開示情報に相当する。この点、苦情申出人は、本件の不開示理由において同号以下のどの理由に該当するのか明示がないことから、検察審査員の日当、出頭日及び請求日を開示すると、検察審査会の適正な遂行にどんな支障を及ぼすおそれがあるのか不明であるなどと主張するが、上記のとおり本件の不開示理由は、同号柱書に定める不開示理由に相当するというものであり、同号イからホまでに相当するものではない。
- 3 以上より、原判断は相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年9月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年10月3日 審議
- ④ 同年11月7日 審議
- ⑤ 令和5年1月23日 審議
- ⑥ 同年4月24日 審議
- ⑦ 同年6月26日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 諮問庁は、別紙記載1ないし3の文書に該当し得るものとして、確定払請求書写しを特定し、同文書のうち別紙記載2の文書に当たる部分を開示した上で、別紙記載1ないし3の文書には、個人識別情報（検察審査員及び補充員の氏名等）及び公にすると検察審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として受理月日、出頭月日、請求月日及び支給決定月日のほか、日当額及び日当と旅費の合計額である支給額が記載されており、これらの情報は、法5条1号及び6号柱書に定める不開示情報に相当するから、これらの情報が記載されている部分を開示しないと判断した。

これに対して、苦情申出人は、法5条6号により諮問庁が日当額及び月日の情報を不開示としたことについて、苦情の申出をした。

2 本件開示申出文書の不開示とされた出頭月日、請求月日、受理月日及び支給決定月日並びに日当額及び日当と旅費の合計額である支給額について順に検討する。なお、明示的な苦情申出の対象とはなっていないが、事柄の性質上、開示されていない支給額についても併せて検討する。

(1) まず、出頭月日について検討することとする。確定払請求書は、検察審査員等が会議に出頭した際に発生する日当等を請求する際に使用するものである。そのため、その出頭年月日欄には、会議が行われ検察審査員等がこれに出頭した際の年月日が記載されることとなる。

諮問庁は、受理月日、出頭月日、請求月日及び支給決定月日並びに支給額及び日当額について、検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、

審査会議における自由な審査活動を保障しているところ、これらの情報が公になれば、審査事件の受理日や議決日に関する情報を照合するなどして、令和3年9月から同年12月までの間に審査を行った審査事件の審査期間等を推測され、その長短を巡って無用の批判や詮索を招くおそれがあり、検察審査員に大きな精神的負担を与えかねず、ひいては、審査期間等の長短を考慮する余地、自由な審査活動に支障が生じるおそれがあると説明する。

たしかに、検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障しているところ、例えば、特定の審査事件について審査期間等が公になれば、その長短を巡って無用の批判や詮索を招く場合があり、それは一般の市民である検察審査員に大きな精神的負担を与えかねないし、ひいては審査期間等の長短を考慮する余地、自由な審査活動に支障が生じるおそれがある。しかしながら、出頭月日は、上記のとおり当該確定払請求書を提出した検察審査員等が会議に出頭した月日が記載されるものであるから、会議が行われた月日が推測されるものではあるものの、特定の審査事件についての審査期間等を推測されるものではない。そうすると、本件では、特定の審査事件についての審査期間等が問題となっている場合ではなく、一定期間における審査会議等の月日に関する情報が問題になっているところ、検察審査会行政文書については開示が原則であることを全検察審査会で申し合わせていること、検察審査会がその諸活動に対して合理的な範囲で批判を受けることも想定されていること、かつ、法5条6号にいう事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというためには、その程度が抽象的な可能性では足りないと解すべきことに照らせば、基本的には、一定期間の月日に関する情報を不開示とする理由は見出しがたい(当庁令和4年度(検審情)答申第1号参照)。

以上に述べたところを本件に即して試してみる。この検討に当たっては、当委員会が調査した諮問庁の審査事件数に関する統計を参考とする。

本件では仮に出頭月日の情報を開示した場合に、令和3年9月から同年12月までの間における会議の回数が明らかとなる。この点を踏まえ、出頭月日の情報を開示した場合に特定の審査事件についての審査期間等が推測される場合であるかを検討する。

当委員会が調査した諮問庁の審査事件数に関する統計を踏まえて考えれば、本件については、出頭月日の情報を開示したとしても、特定の審査事件についての審査期間等が推測されることに繋がるものではないといえる。

よって、出頭月日の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした諮問庁の判断は妥当でないから、開示すべきである。

- (2) 請求月日、受理月日及び支給決定月日（以下「請求月日等」という。）について検討する。請求月日は、確定払請求書の請求者記入欄に記載されるものであり、請求者が会議に出頭した日当等の請求を行った日付を記載するものである。また、受理月日は、確定払請求書に押捺されている受理印に表示される日付であり、検察審査会事務局が当該書面を受理した際に、受理印を押捺して記載するものである。そして、支給決定月日は、確定払請求書の支給決定欄に記載されるものであり、支給決定権者（検察審査会長）が支給額欄記載の金員を支給することを決定した日付を記載するものである。これらの記載は、当委員会が諮問庁に照会した結果によれば、運用上、出頭日に行われることが多いことから、出頭月日と同日の日付が記載されると考えられる。

そうすると、(1)でも述べたとおり、本件については、出頭月日が特定の審査事件についての審査期間等が推測されることに繋がるものではない以上、請求月日等の情報についても、同様に考えられるのであり、出頭月日の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした諮問庁の判断は妥当でないから、開示すべきである。

- (3) 次に、日当額について検討する。日当額は、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令3条により、1日当たり8,050円以内において検

察審査会長が定めるものと上限額が定められているところ、運用上、検察審査員等が会議に関与した時間に応じて、支給されている。

この関与時間については、実際に会議が行われた時間がわかる情報であり、会議の内容が明らかになっていないとはいえ、審査に要した時間を含めた会議全体の合計時間を把握することが可能な情報であることから、ある期間の係属事件数が少ないことなどから特定の審査事件についての審査期間等が推測されることになってしまう場合がある（当庁令和4年度（検審情）答申第1号参照）。

本件について、当委員会が調査した諮問庁の審査事件数に関する統計を踏まえて考えると、本件は審査事件数や会議全体の合計時間が明らかになると審査した事件についての審査に要した時間が概ね特定されて、特定の審査事件についての審査期間等の特定に繋がる懸念がある。すなわち、審査期間等の長短をめぐって無用の批判や詮索を招くおそれがあり、検察審査員に大きな精神的負担を与えかねず、ひいては、審査期間等の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれも否定できない。

よって、日当額の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした諮問庁の判断は妥当である。

- (4) 支給額については、日当額とすでに開示されている旅費の合計額が記載されるものであり、これを開示すればすでに開示されている旅費額と併せ考慮すれば日当額が明らかとなることから、上記のとおり日当額については不開示とすることが妥当であるので、支給額を不開示とした諮問庁の判断は妥当である。
- 3 以上のとおり、当委員会は、別紙記載1ないし3の文書について、出頭月日、請求月日、受理月日及び支給決定月日の情報を不開示とした判断は妥当でないから開示すべきであり、支給額及び日当額の情報を不開示とした判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 角 田 正 紀

委員 神 田 安 積

委員 磯 部 哲

(別紙) 本件開示申出文書

令和3年9月から12月の間に開催された検察審査会議において

- 1 福島検察審査会が各検察審査員へ支払った日当が記載された検察審査会行政文書
- 2 福島検察審査会が各検察審査員へ支払った旅費が記載された検察審査会行政文書
- 3 福島検察審査会が各検察審査員へ支払った日当及び旅費の支払日が記載された検察審査会行政文書

なお、1つの文書に1から3までの複数の情報が記載されている文書を含む。